

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 地域環境課	吉原 直樹
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 大気汚染物質対策等の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	56,652

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)										(取組項目)	
県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。 また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。 ※PM(Particulate matter)2.5:大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル(μm)以下の微小な粒子 ※光化学オキシダント:大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質										i)工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全 ii)大気環境の常時監視 iii)騒音・振動・悪臭の調査	
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和5年度の実績は88%、達成率は101%となり、当該年度の目標値(最終年度の目標値も同じ)を上回り、概ね良好な状況であった。 令和6年度も引き続き、常時監視を行っていく。	
	大気環境基準の適合率		目標値①	87%	87%	87%	87%	87%	87% (R7)		
			実績値②	87% (H27-R元)	88%	89%	88%		進捗状況		
			達成率 ②/①		101%	102%	101%		順調		

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業		他の評価 対象事業 (公共、研究等)				
所管課(室)名			事業対象									
取組項目 i	○	1	工場監視指導費(大気)	201	201	1,530	●事業内容 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 ●実施状況 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。 法で規定するばい煙発生施設等	【活動指標】	100	60	60%	●事業の成果 ・ほぼ全施設の排出基準を確認することで、基準を超える排ガスの排出を防ぐことが一定できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・工場等の排ガスによる大気汚染を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。
				143	143	1,531		排出基準確認率(%)	100	96	96%	
				大気汚染防止法第26条				【成果指標】	100	100	100%	
			(R5終了)S46-					排出基準の適合率(%)	100	100	100%	
			地域環境課	○	—	—						
取組項目 i ii iii	○	2	大気等調査指導費				●事業内容 ・ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施する。 ・有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認する。 ・県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査、町の区域内における自動車騒音調査等を実施する。	【活動指標】				—
				12,625	12,625	3,890		排出基準確認率(%)	100			
				大気汚染防止法第22条、第26条、環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条				【成果指標】				
								排出基準の適合率(%)	100			
								【活動指標】				
			S46-(統合R6-)					新幹線騒音・振動調査の実施地点(地点)	11			
			地域環境課	○	—	—		【成果指標】				
			新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率(%)	100								

取組項目 ii	○	3	大気汚染監視テレメータ運営費(テレメータシステムによる大気汚染常時監視)	45,782	0	3,826	●事業内容 ・県民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気汚染の常時監視を実施する。 ●実施状況 ・県下11箇所の大気環境測定局でPM2.5等の常時監視を実施した。	【活動指標】 大気汚染常時監視数(測定局数)	11	11	100%	●事業の成果 ・PM2.5等の常時監視を全地点で行うことで、有害大気汚染物質による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5等の常時監視を行うことで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
				38,420	0	3,829			11	11	100%		
				52,035	0	4,279			11				
			大気汚染防止法第22条			【成果指標】	100	100	100%				
			S53-				環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%			
	地域環境課	○	—	—	大気環境		100						
		4	大気汚染監視テレメータ運営費(PM2.5成分分析)	934	0	382	●事業内容 ・大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視の一環として、PM2.5の成分分析を実施する。 (分析自体はH29年度から実施しているが、令和5年度から主たる項目(無機成分)の測定装置のメーカーサポートが終了するため外部委託へ変更) ●実施状況 ・PM2.5の成分分析のうち、無機成分の定量測定を外部委託で実施し、採取装置等のメンテナンスを実施した。	【活動指標】 PM2.5分析用検体の採取数(件)		56		●事業の成果 ・PM2.5の成分分析を定められた全検体行うことで、県内における状況把握や傾向分析を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・PM2.5の成分分析を行い、環境省にも情報共有することで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
				5,489	0	382			56	56	100%		
				3,671	0	389			56				
			大気汚染防止法第22条			【成果指標】							
			H29-				PM2.5を構成する成分のうち、無機成分の定量測定を外部委託した検体数(件)	56	56	100%			
	地域環境課	○	—	—	大気環境		56						
		5	環境監視測定費(大気)	2,556	2,556	1,147	●事業内容 ・有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認するため、有害大気汚染物質に関する環境監視を実施する。 ●実施状況 ・県下3地点で有害大気汚染物質に関する環境監視を実施した。	【活動指標】 有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	3	3	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、有害大気汚染物質による環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・有害大気汚染物質の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
				2,574	2,574	1,148			3	3	100%		
				大気汚染防止法第22条					【成果指標】	100	100		100%
			(R5終了)H9-				環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%			
			地域環境課	○	—	—	大気環境						
		6	ダイオキシン類対策事業	3,018	3,018	1,530	●事業内容 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類濃度の環境監視を実施する。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施する。 ●実施状況 ・県下11地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。	【活動指標】 ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	11	11	100%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、ダイオキシン類の環境基準の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ダイオキシン類の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
				3,235	3,235	1,531			11	11	100%		
4,098				4,098	1,556	11							
ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第34条			【成果指標】	100	100	100%							
H12-						環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%				
地域環境課	○	—	—	大気環境等		100							
取組項目 iii	○	7	環境調査・測定費(騒音・振動・悪臭)	4,607	4,607	1,530	●事業内容 ・県民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査(R5新規。R4は環境省委託事業として実施)、町の区域内における自動車騒音調査、騒音に係る環境基準の類型指定及び町の区域内における騒音・振動・悪臭規制地域の指定等を実施する。 ●実施状況 ・騒音・振動・悪臭に関し、西九州新幹線沿線における騒音・振動調査を県下11地点で、町の区域内における自動車騒音調査を県下2地点で実施した。	【活動指標】 H12-R4:自動車騒音調査の実施地点(地点)	3	3	100%	●事業の成果 ・新幹線及び自動車騒音等の調査を行うことで、沿線における環境基準等の達成状況を把握することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・騒音の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
				6,791	6,791	1,531			R5-:新幹線騒音・振動調査の実施地点(地点)	11	11		100%
									【成果指標】 H12-R4:自動車騒音に係る環境基準等達成率(%)	100	100		100%
			環境基本法第16条、騒音規制法第3条、第18条、振動規制法第3条、悪臭防止法第3条			R5-:新幹線騒音・振動に係る環境基準等達成率(%)	100	64	64%				
			(R5終了)H12-										
			地域環境課	○	—	—	騒音・振動・悪臭等						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法の排出基準が適用されるばい煙発生施設等における排ガスの自主検査結果から、排出基準への適合状況を確認した。令和5年度は確認したすべての施設において基準に適合していたが、大気環境保全のため、監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・大気環境の保全のため、引き続き監視を継続し、基準超過が確認されたら改善指導を行う。
ii 大気環境の常時監視	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和5年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起事例はなかったが、県民の健康を保持するため、常時監視を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について監視するとともに、PM2.5や光化学オキシダント等については、県民の健康を保持するため、定められた基準に達した場合は迅速に注意報の発令や注意喚起等を行う。
iii 騒音・振動・悪臭の調査	
●実績の検証及び解決すべき課題 ・新幹線鉄道騒音・振動、自動車騒音の調査を行い、環境基準の達成状況を把握した。新幹線騒音については11地点中4地点で環境基準を超過しており、公益社団法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR九州に対策を要請した。 ・県民の健康を保持するため、調査を継続する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・今後とも新幹線騒音・振動及び自動車騒音の調査を行うとともに、基準超過が確認された場合は、関係機関への要請等適切に対応する。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」と、見直しが無い場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i ii iii	○	2	大気等調査指導費	工場監視指導費(大気)、環境監視測定費(大気)及び環境調査・測定費(騒音・振動・悪臭)を整理し、大気等調査指導費として統合する。	⑨	・大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や経年変化等を把握する。 ・大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されており、排出基準の遵守状況の確認を継続する。 ・県は、環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音や自動車騒音(町分)に係る環境基準を当てはめる地域の指定を行っていることから、各地域における環境基準の達成状況の確認を継続するとともに、土地利用状況等の変化を見ながら測定地点等を検討していく。	改善
			S46-(統合R6-)				
			地域環境課				
取組項目 ii	○	3	大気汚染監視テレメータ運営費(テレメータシステムによる大気汚染常時監視)	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、また、県民の健康を保持するためにも監視体制の維持や必要に応じた注意報等の発令が必要なことから、継続して対応する。	現状維持
			S53-				
			地域環境課				
	○	4	大気汚染監視テレメータ運営費(PM2.5成分分析)	―	―	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定され、その一環として実施しており、継続して対応する。	現状維持
			H29-				
			地域環境課				
	○	6	ダイオキシン類対策事業	―	―	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、引き続き環境基準の達成状況や工場・事業場からの排出基準の遵守状況の確認を継続する。	現状維持
			H12-				
			地域環境課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点